

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	食品衛生法	法令の番号	昭和22年法律第233号								
不利益処分の種類	基準に違反する場合の処分	根拠条項	第61条								
処分基準	<p>食品営業者が、その営業の施設につき、食品衛生法第54条の規定による基準に違反した場合は、下表に基づき次の行政処分を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の整備改善命令：法第54条で定める基準に適合させるため、施設の整備改善を要する場合。 ○ 営業許可の取り消し：営業を行うことが食品衛生上極めて危険である場合、違反の改善が見込めない場合、その他営業許可を継続させることが適当でない場合。 ○ 営業禁止命令：営業による危害の発生、拡大及び再発を防止するために行う必要な措置を実施する期間を予測できない場合、営業者が法第55条第2項ただし書きに規定される人格欠格条項に該当した場合等に営業の全部又は一部について行う。また、営業禁止命令を発した後、その禁止事由が消滅したときには、これを解除する。 ○ 営業停止命令：営業による危害の発生、拡大及び再発防止するために行う必要な措置を実施するため、期間を定めて営業の全部又は一部について行う。なお、別紙に定める営業停止命令における基本日数は加算、減算を行うことができる。 <p>ただし、飲食に起因する衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため、緊急に不利益処分を行う必要があるときは、聴聞又は弁明の機会の付与の手続きを省略することができる。また、施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であって、その不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするときは弁明の機会の付与の手続きを省略することができる。</p>										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>不利益処分条項</th> <th>違反条項</th> <th>違反の内容</th> <th>処分区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第61条</td> <td>法第54条</td> <td>営業施設の基準</td> <td>施設の整備改善命令 営業許可の取消し 営業禁止命令 営業停止命令（基本日数5日）</td> </tr> </tbody> </table>	不利益処分条項	違反条項	違反の内容	処分区分	法第61条	法第54条	営業施設の基準	施設の整備改善命令 営業許可の取消し 営業禁止命令 営業停止命令（基本日数5日）		
不利益処分条項	違反条項	違反の内容	処分区分								
法第61条	法第54条	営業施設の基準	施設の整備改善命令 営業許可の取消し 営業禁止命令 営業停止命令（基本日数5日）								
対応区分	①聴聞の実施（取り消し） ②弁明の機会の付与（禁止・停止等）	処理機関 保健福祉事務所	交付機関 保健福祉事務所	目次 NO							